

琉  
球  
政  
府

復帰措置に関する建議書

昭和四十六年十一月

琉球政府は、日本政府によつて進められている沖縄の復帰措置について総合的に検討し、ここに次のとおり建議いたします。

これら的内容がすべて実現されるよう強く要請いたします。

昭和四十六年十一月十八日

琉球政府

行政主席 屋良朝苗

(四) 司法の効力について  
(五) 厚生、労働問題について

社会保険

昭和四十六年十一月十八日

この辺の内容はまだ実現するまで遅く要請がござります。  
御手録様、ここヨタのよき御縁りがござります。おめでたし。

旗翁類似の日本題材もこゝで並んで並んであります。

目次

次

一 はじめに	一
二 基本的要求	一三
返還協定について	一三
(一) 沖縄基地と自衛隊配備問題について	一三
1. 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点	二七
2. 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律	三三
(二) 沖縄開発と開拓三法案について	三八
1. 沖縄開拓の基本的理念	三八
2. 開拓の方向	三九
3. 開拓三法の問題点	四三
(五) 裁判の効力について	四七
厚生、労働問題について	五一
1. 社会保障	五一

年金制度	五三
社会福祉	五四
医療保障	五六
労働問題	五六
教育・文化について	五六
1. 民主的教育委員制度の確立	五六
2. 教師の権利と教育内容保障	五六
3. 教育文化諸環境の整備と格差是正	五六
税制、財政、金融について	七二
税制措置	七五
財政措置	七五
通貨不安の解消措置	七九

具体的な要求	八一
沖縄復帰に伴う対米請求権処理の特別措置等に関する暫定法の立法要請（要綱）	八一
沖縄振興開発特別措置法案に対する要請	八六
(一) 沖縄開発庁設置法案に対する要請	九三
(二) 沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請	九四
(三) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請	九五
1. 総理府・自治省関係	九五
2. 大蔵省関係	一〇一
3. 文部省関係	一〇六
4. 厚生省関係	一〇八
5. 農林省関係	一一一
6. 通商産業省・運輸省関係	一一四
7. 郵政省関係	一一九
8. 労働省関係	一二二

(六) 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案に対する要請	一二八
(七) 沖縄開発庁設置法案に対する要請	一三一
(八) 沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請	一三二
(九) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請	一三三
(十) 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案に対する要請	一三四
(十一) 沖縄開発庁設置法案に対する要請	一三五
(十二) 沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請	一三六
(十三) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請	一三七
(十四) 沖縄開発庁設置法案に対する要請	一三八
(十五) 沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請	一三九
(十六) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請	一四〇
(十七) 沖縄開発庁設置法案に対する要請	一四一
(十八) 沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請	一四二
(十九) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請	一四三
(二十) 沖縄開発庁設置法案に対する要請	一四四
(二十一) 沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請	一四五
(二十二) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請	一四五

## 一、はじめに

沖縄の祖国復帰はいよいよ目前に迫りました。その復帰への過程も、具体的には佐藤・ニクソン共同声明に始まり、返還協定調印を経て、今やその承認と関係法案の制定のため開かれている第六七臨時国会、いわゆる沖縄国会の山場を迎えております。この国会は沖縄県民の命運を決定し、ひいてはわが国の将来を方向づけようとする重大な意義をもち、すでに国会においてはこの問題についてはげしい論戦が展開されています。

あの悲惨な戦争の結果、自らの意志に反し、本土から行政的に分離されながらも、一途に本土への復帰を求め続けてきた沖縄百万県民は、この国会の成り行きを重大な关心をもって見守っております。顧みますと沖縄はその長い歴史の上でさまざまの運命を辿ってきました。戦前の平和の島沖縄は、その地理的へき地性とそれに加うるに沖縄に対する国民的な正しい理解の欠如等が重なり、終始政治的にも経済的

にも恵まれない不利不運な下での生活を余儀なくされてきました。その上に戦争による苛酷の犠牲、十数万の尊い人命の損失、貴重なる文化遺産の壊滅、続く二十六年の苦渋に充ちた試練、思えば長い苦しい茨の道程でありました。これはまさに国民的十字架を一身にになつて、国の敗戦の悲劇を象徴する姿ともいえましよう。その間大小さまざまの被害、公害や数限りのない痛ましい悲劇や事故に見舞われつゝそしてあれにもこれにも消え去ることのできない多くの禍恨を残したまま復帰の歴史的転換期に突入しているのであります。

この重大な時機にあたり、私は復帰の主人公たる沖縄百万県民を代表し、本土政府ならびに国会に対し、県民の卒直な意思をつたえ、県民の心底から志向する復帰の実現を期しての県民の訴えをいたします。もちろん私はここまでにいたる佐藤総理はじめ関係首脳の熱意とご努力はこれを多とし、深甚なる敬意を表するものであります。

さて、アメリカは戦後二六年もの長い間沖縄に施政権を行使してきました。その間にアメリカは沖縄に極東の自由諸国の防衛という美名の下に、排他的かつ恣意的に膨大な基地を建設してきました。基地の中に沖縄があるという表現が実感であります。百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活していました。それのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していましたからに外なりません。経済面から見ても、平和経済の発展は大幅に立ちおくれ、沖縄の県民所得も本土の約六割であります。その他、このように基地あるがゆえに起るさまざまの被害公害や、とり返しのつかない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当っては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。

また、アメリカが施政権を行使したことによってつくり出した基地は、それを生み出した施政権が返還されるときには、完全でないまでもある程度の整理なり縮小なりの処理をして返すべきではないかと思います。

そのような観点から復帰を考えたとき、このたびの返還協定は基地を固定化するものであり、県民の意志が十分に取り入れられていないとして、大半の県民は協定に不満を表明しております。まず基地の機能についてみると、段階的に解消を求める声と全面撤去を主張する声は基地反対の世論と見てよく、これら二つを合せるとおそらく八〇%以上の高率となります。

次に自衛隊の沖縄配備については、絶対多数が反対を表明しております。自衛隊の配備反対と言う世論は、やはり前述のように基地の島としての復帰を望まず、あくまでも基地のない平和の島としての復帰を強く望んでいることを示すものであります。

去る大戦において悲惨な目にあった県民は、世界の絶対平和を希求し、戦争にながる一切のものを否定しております。そのような県民感情からすると、基地に対する強い反対があることは極めて当然であります。しかるに、沖縄の復帰は基地の現状を堅持し、さらに、自衛隊の配備が前提となっていることであります。これは県民意志と大きく違ひ、国益の名においてしわ寄せされる沖縄基地の実態であります。

さて、極東の情勢は近来非常な変化を来たしつゝあります。世界の歴史の一大転換期を迎えていふと言えましょう。近隣の超大国中華人民共和国が国連に加盟することになりました。アメリカと中国との接近も伝えられております。わが国も中国との国交樹立の声が高まりつつあります。好むと好まぬにかかわらず世界の歴史はその方向に大きく波打つて動きつゝあります。

このような情勢の中で沖縄返還は実現されようとしているのであります。したが

つて、この返還は大きく胎動しつつあるアジア、否、世界史の潮流にブレークになるような形のものであってはならないと思います。そのためには、沖縄基地の態様や自衛隊の配備については慎重再考の要があります。

次に、核抜き本土並み返還についてであります。この問題については度重なる国際会の場で非常に頻繁に論議されておりますが、それにもかかわらず、県民の大半が、これを素直には納得せず、疑惑と不安をもっております。

核抜きについて最近米国首脳が復帰時には核兵器は撤去されていると証言しております。ところが、私どもはかつて毒ガスが撤去された経緯を知っております。毒ガスでさえ、撤去されると公表されてから、二ヶ年以上も時日を要しております。毒ガスよりさらに難物と推定される未知の核兵器が現存するとすれば、果して後いくばくもない復帰時点までに撤去され得るでありますようか。

疑惑と不安の解消は困難であるが、実際撤去されるとして、その事実はいかにし

て検証するか依然として不明のまま問題は残ります。

さらにまた、核基地が撤去されたとしても、返還後も沖縄における米軍基地の規模、機能、密度は本土とはとうてい比較にならないと言うことであります。

復帰後も現在の想定では沖縄における米軍基地密度は本土の基地密度の一五〇倍以上になります。なるほど、日米安保条約とそれに伴う地位協定が沖縄にも適用されることは言え、より重要なことは、そうした形式の問題より、実質的な基地の内容であります。そうすると基地の整理縮小あるいはその後の態様の展望がはっきり示されない限りは本土並基地と言っても説得力をもち得るものではありません。前述の通り県民の絶対多数は基地に反対していることによつてもそのことは明らかであります。

次に安保と沖縄基地についての世論では安保が沖縄の安全にとつて役立つと言うより、危険だとする評価が圧倒的に高いのであります。この点についても、安保の

堅持を前提とする復帰構想と多数の県民意志とはかみ合っておりません。県民はもともと基地に反対しております。

ところで安保は沖縄基地を「要石」として必要とするということあります。反対している基地を必要とする安保には必然的に反対せざるを得ないのであります。

次に、基地維持のために行なわれんとする公用地の強制収用五ヶ年間の期間にいたつては、これは県民の立場からは承服できるものではありません。沖縄だけに本土と異なる特別立法をして、県民の意志に反して五ヶ年という長期にわたる土地の収用を行なう姿勢は、県民にとっては酷な措置であります。再考を促すものであります。

次に、復帰後の暮らしについては、苦しくなるのではないかとの不安を訴えていられる者が世論では大半を占めています。さらにドルショックでその不安は急増しております。くらしに対する不安の解消なくしては復帰に伴つて県民福祉の保障は不

可能であります。生活不安の解消のためには基地経済から脱却し、この沖縄の地に今よりは安定し、今よりは豊かに、さらに希望のもてる新生沖縄を築きあげていかねばなりません。言うところの新生沖縄はその地域開発と言うも、経済開発と言ふも、ただ単に経済次元の開発だけではなく、県民の眞の福祉を至上の価値とし目的としてそれを創造し達成していく開発でなければなりません。従来の沖縄は余りにも国家権力や基地権力の犠牲となり手段となつて利用され過ぎてきました。復帰といふ歴史的一大転換期にあたつて、このような地位からも沖縄は脱却していくなければなりません。したがつて政府におかれても、国会におかれてもそのような次元から沖縄問題をとらえて、返還協定や関連諸法案を慎重に検討していただきよう要請するものであります。

さて、沖縄県民は過去の苦難に充ちた歴史と貴重な体験から復帰にあたつては、まず何よりも県民の福祉を最優先に考える基本原則に立つて、(1)地方自治権の確立、

(2) 反戦平和の理念をつらぬく、(3) 基本人権の確立、(4) 県民本位の経済開発等を骨

組とする新生沖縄の像を描いております。このようなことが結局は健全な国家をつくり出す原動力になると県民は固く信じているからであります。さらにまた復帰に当って返還軍用土地問題の取扱い、請求権の処理等は復帰処理事項の最も困難にしてかつ重要な課題であります。これらの解決についてもはつきりした責任態勢を確立しておく必要があります。

ところで、日米共同声明に基礎をおく沖縄の返還協定、そして沖縄の復帰準備として閣議決定されている復帰対策要綱の一部、国内関連法案等には前記のような県民の要求が十分反映されていない憾みがあります。そこで私は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔を残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方等をここに集約し、県民を代表し、あえて建議するものであります。政府ならびに国会はこの沖縄県民の最終的な建議に謙虚に耳を傾けて、県民の

中にある不満、不安、疑惑、意見、要求等を十分にくみ取ってもらいたいと思います。そして県民の立場に立って慎重に審議をつくし、論議を重ね民意に応えて最大最善の努力を払っていただき、党派的立場をこえて、たがいに重大なる責任をもち合って、真に沖縄県民の心に思いをいたし、県民はじめ大方の国民が納得してもらえる結論を導き出して復帰を実現させてもらうよう、ここに強く要請いたします。

## 二、基本的要要求